

蒲情・個・行審答申第4号

(諮問第4号)

件名：新型コロナウイルス予防接種ワクチン接種が開始された月から令和7年1月8日までの間における全住民（未接種者も含む）の情報（①生年月日（開示不可なら抽出日時点の年齢）②性別③死亡している場合は死亡年月日④転出している場合は転出日⑤転入している場合は転入日⑥当該ワクチン接種日とそれぞれのロット番号、接種ワクチンのメーカー、何回目の接種か）のうち、請求者が令和7年5月9日付で提起した公文書公開請求のただし書きにて除外された情報の部分公開決定について

答 申

蒲郡市長（以下「実施機関」という。）が、新型コロナウイルス予防接種ワクチン接種が開始された月から令和7年1月8日までの間における全住民（未接種者も含む）の情報（①生年月日（開示不可なら抽出日時点の年齢）②性別③死亡している場合は死亡年月日④転出している場合は転出日⑤転入している場合は転入日⑥当該ワクチン接種日とそれぞれのロット番号、接種ワクチンのメーカー、何回目の接種か）のうち、請求者が令和7年5月9日付で提起した公文書公開請求のただし書きにて除外された情報（以下「本件文書」という。）について、「特定の個人を識別することのできる情報である」ことを理由として部分公開決定としたことは妥当であるが、性別（住民でなくなった事由が転出となっている者を除く。）については公開すべきである。

1 審査請求に至る経過等

(1) 公文書の公開の請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、令和7年5月9日付で実施機関に対して、蒲郡市情報公開条例（平成10年蒲郡市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定により、本件文書の公開の請求を行った。

(2) 実施機関の処分

実施機関は、本件文書について、「生年月日並びに抽出日時点の年齢、性別及び死亡年月日のうち、一意に特定できるものの抽出日時点の年齢、性別及び死亡年月日」を「特定の個人を識別することのできる情報であるため」として、令和7年5月22日付で部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、その旨を請求人に通知した。

(3) 審査請求

請求人は、本件処分を不服として、令和7年6月18日付で行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

## 2 審査請求の内容

### (1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、公開決定を求めるというものである。

### (2) 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述で主張している理由は、次のとおり要約される。

ア 個人情報の保護に関する法律（以下「法律」という。）に死者情報を個人情報として保護する明確な規定はない。

イ 予防接種後の超過死亡や健康被害の検証には重大な公益上の必要性があり、検証には接種記録、死亡日データ及び住民基本台帳データが不可欠である。

ウ 個人識別可能性を排除した匿名化データにすれば個人特定に至る可能性は低い。

エ 黒塗りした部分を選定した基準が不明確であり、恣意的な黒塗りとの疑念を抱く。

オ 他自治体の開示状況からみて、蒲郡市の不開示の基準が過度に厳格である。

## 3 実施機関の説明

実施機関が、弁明書及び口頭説明で主張している理由は、次のとおり要約される。

(1) 請求人が主張する2(2)アについて、本件文書の公開の請求は、法律ではなく、条例に基づきなされたものである。条例では個人に関する情報に、死者の名誉や遺族のプライバシーの侵害になり得ることを考慮し、死者に関する情報を含むものとしている。なお、法律第2条における「個人情報」は生存する個人に関する情報とされているが、法律第78条第1項第2号における「個人に関する情報」には、死亡した個人に関する情報も含まれると解されている。

(2) 請求人が主張する2(2)イについて、ワクチンに関する研究が進展することは、公益の観点から重要と考えているため、この点も考慮しつつ、プライバシー侵害を招かない範囲で可能な限りの情報を公開している。

(3) 請求人が主張する2(2)ウについて、公文書公開請求書において、加工した情報の請求はされておらず、また、加工した情報をもって、部分公開の決定もしていないため、加工した情報を公開しなかったことについては、審査請求の対象ではない。

(4) 請求人が主張する2(2)エ及びオについて、特定の個人を識別されないために黒塗りとした情報は、「抽出日までの死亡者のうち、死亡年月日、年齢及び性別の組み合わせが同一の者が他にいない者の死亡年月日、年齢及び性別」及び「抽出日までの死亡者を除く者のうち、年齢及び性別の組み合わせが同一の者が他にいない者の年齢及び性別」の情報としており、その選定の基準は不変であり明確である。

また、基準の設定は、条例第6条第1項第2号における他の情報との照合による特定の個人の識別可能性を踏まえた上で、非公開の部分を最小限に抑えた合理

的な方法による設定である。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、市民の公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、市民の市政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた市政の発展に寄与する、というものである。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、個人のプライバシーや法人等の正当な利益を侵害したり、行政の公正かつ適正な執行が阻害され、ひいては市民全体の利益を損なうものもある。このため、条例においては個人及び法人等の権利利益や公益と市民の公文書の公開を請求する権利との調和を図る観点から、原則公開の例外として公開しないことができる情報を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、請求人及び実施機関のそれぞれの主張から本件を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### (2) 本件文書について

###### ア 本件文書の内容について

本件文書は、年齢、性別、住民になった事由、住民になった異動日、住民でなくなった事由、住民でなくなった異動日、接種日、メーカー及びロットナンバー等の項目が記載されている。住民になった事由は転入であり、住民になった異動日は、転入日を指している。住民でなくなった事由は死亡又は転出であり、住民でなくなった異動日は、前者の場合は死亡年月日、後者の場合は転出日を指している。

実施機関は、「抽出日までの死亡者のうち、死亡年月日、年齢及び性別の組み合わせが同一の者が他にいない者の死亡年月日、年齢及び性別」及び「抽出日までの死亡者を除く者のうち、年齢及び性別の組み合わせが同一の者が他にいない者の年齢及び性別」について、「特定の個人を識別することのできる情報であることから、条例第6条第1項第2号に該当する」と主張している。

これに対し、請求人は、法律に死者情報を個人情報として保護する明確な規定はないこと、また、予防接種後の超過死亡や健康被害の検証には重大な公益上の必要性があることから実施機関が非公開とした部分を公開すべきと主張しているため、本件文書において非公開とされている部分が条例第6条第1項第2号に該当するものかどうか検討をする。

また、請求人は、「個人識別可能性を排除した匿名化データにすれば個人特定に至る可能性は低い。」という主張をしていることから、この点についても論点として取り上げる。

その他に、本件処分に係る公文書部分公開決定通知書には、公開しないこととした理由として「特定の個人を識別することのできる情報であるため。(条例第6条第1項第2号に該当します)」と記載されているが、当該理由について条

例第8条第4項に定める理由の記載がなされたといえるかについて判断する必要がある。

イ 条例第6条第1項第2号（個人情報）の該当性について

条例第6条第1項第2号は、基本的人権としての個人の尊厳を尊重する立場から、個人のプライバシーを最大限に保護することを目的として規定するものであるが、個人の「プライバシー」という概念については、何がプライバシーかという点で具体的な内容が不明確であり、保護されるべきプライバシーの範囲についても、一律的に確立することは困難である。従って、明らかに個人のプライバシーを侵害する情報のほか、プライバシーを侵害するおそれのあるものも含めて「個人に関する情報」とし、原則として非公開とすることとしたものである。

(ア) 個人に関する情報について

「個人に関する情報」とは、個人の氏名、住所、生年月日、思想、信条、心身の状況、病歴、学歴、職歴、家庭状況、所得、財産など個人に関する一切の情報が含まれるものと解される。また、条例第6条第1項第2号に規定する「個人に関する情報」は、生存する個人に限定していないことから、死者に関する情報については、死者の名誉、死者に関する情報の公開による遺族のプライバシーの侵害になり得ること等を考慮し、同号の「個人」には死者も含むものと解される。

(イ) 特定の個人が識別され、又は識別され得るものについて

実施機関が作成した情報公開事務の手引き（平成29年12月）（以下「手引き」という。）では、「特定の個人が明らかに識別され、又は、識別され得る可能性がある場合について、住所、氏名のように特定の個人が直接識別できる情報のほか、他の情報と結びつけることにより、間接的に個人が識別され得ること。」としている。また、「照合の対象となる「他の情報」とは、公知の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能できるものなど、一般人が通常入手し得る情報をいう。また、何人も公開請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解する。」としている。さらに、「照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人情報の性質や内容等に応じて、個別に適切に判断することが必要となる。」としている。

実施機関は、死亡年月日、年齢及び性別について、手引きに基づき「他の情報と結びつけることにより、特定の個人が識別され得る」として、個人識別情報に該当すると判断したものである。

実施機関が弁明書で主張したものと同様に、東京地方裁判所平成15年5月16日判決（平成14年（行ウ）130号。以下「東京地判」という。）を参考に検討する。

東京地判は、東京労働局長が保有する「障害者雇入れ計画の実施状況報告書」

に対して行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく行政文書に係る開示請求がなされ、当該報告書内に個人識別情報が含まれていることを理由として東京労働局長が一部開示決定をしたところ、これを不服としてその取消しを求めて訴えを提起したものである。この東京地判において、他の情報と照合することにより、個人識別情報に該当するものの範囲を示している。

東京地判は、「開示された情報のみでは特定の個人を識別できるとはいい難いが、ほとんどそれと等しいもの、すなわち、一般人が容易に入手し得る情報と組み合わせると特定の個人が識別され得る場合には、本来の個人識別情報と同様に取扱わざるを得ないという趣旨に解するのが相当」とし、また、「上記のような解釈によって個人識別情報に該当しないとしても、当該個人と特別の関係のある者が開示請求によって得た情報と自己の有する情報に該当しないとしても、当該個人の権利利益が害させるおそれがある場合には、情報公開法5条第1号後段により、不開示情報となし得ることはいうまでもない」との判断を示している。なお、その後東京地判を受けて原告が控訴し、東京高等裁判所平成15年10月29日判決（平成15年（行コ）145号）にて、原告側の控訴を棄却している。

この判断を基に本件処分において非公開とした情報が個人識別情報に該当するか検討する。

非公開とした情報のうち住民でなくなった異動日（死亡年月日）は、死者の氏名とともに訃報として『一般人が容易に入手し得る』新聞等の刊行物に掲載されることがあり、住民でなくなった異動日（死亡年月日）を本件文書に記載された死者に関する情報と照合することにより、当該死者が識別され得る可能性が相当程度あるといえる。また、当該刊行物に掲載されなかったとしても、住民でなくなった異動日（死亡年月日）が明らかになれば、近親者や地域住民などワクチンの被接種者と同じコミュニティに属する者にとってワクチン接種後に死亡したという事実は特に印象に残る情報と位置付けられ、当該者らが通常入手し得る他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することは可能というべきである。

以上のことから、本件処分における住民でなくなった異動日（死亡年月日）は、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当すると認められる。

非公開とした情報のうち年齢及び性別は、具体的な条件に当てはめて個人識別情報に該当するか検討する。

まず初めに、実施機関が条件として挙げた「ア 死亡年月日、年齢及び性別の組合せが同一の者が他にいない者の死亡年月日、年齢及び性別」を検討する。住民でなくなった異動日（死亡年月日）は、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当することから非公開としているが、住民でなくなった異動日（死亡年月日）に同一者がいない場合で、年齢を公開することは、他の情報と結びつけることにより、個人が特定される可能性があるというべきである。住民でなくなった異動日（死亡年月日）に同一者がいない場合で、年齢を非公

開とし、性別を公開することは、単に新型コロナワクチン接種等及び性別の情報の公開であることから、個人が特定される可能性は低いと考えられる。

よって、死亡年月日、年齢及び性別の組合せが同一の者が他にいない者の死亡年月日、年齢及び性別のうち年齢については、個人識別情報に該当し、性別については、個人識別情報に該当しない。よって、性別については、個人を識別される可能性は低いことから、公開すべきと考える。

次に、実施機関が条件として挙げた「イ 死亡者を除く者のうち、年齢及び性別の組合せが同一の者が他にいない者の年齢及び性別について」を検討する。死亡者を除く者とは、転出者を指していると思料する。実施機関は、同性及び同年齢がない場合は、住民でなくなった異動日（転出日）を公開し、性別及び年齢を非公開としている。住民でなくなった異動日（転出日）は、近親者や地域住民などが知り得る転出した事実と必ずしも一致するものではないことから、公開しても個人が特定される可能性はない。ただし、他の情報（年齢及び性別を指す。）を公開することで、近親者や地域住民などが知り得る転出した事実とこれらの情報を結びつけることによって、個人が特定される可能性があるというべきである。

よって、死亡者を除く者のうち年齢及び性別の組合せが同一の者が他にいない者の年齢及び性別については、個人識別情報に該当する。

#### ウ 公開することが公益上必要であると認められるものについて

実施機関の手引きにおいては、公開することが公益上必要であると認められるものについて「個人のプライバシーの保護の必要性和、公開した場合の公益の程度を十分勘案した上で、公益を優先させる必要が高い場合に限るものとする」と規定している。

条例第6条第1項第2号ただし書については、非公開とすべき情報を例外的に公開することを義務付ける規定であるから、非公開とすることにより保護される利益、いわゆる個人のプライバシーの保護と、情報を公開することで保護される利益を比較衡量し、後者が前者を優越すると認められるときに限り、公開が義務付けられるものと解すべきである。

本件処分で非公開とした情報が、条例第6条第1項第2号ウの「公開することが公益上必要であると認められるもの」に該当するか検討する。

本件処分において比較衡量すべき利益は、本件文書を公開することにより保護される人の生命、健康等の利益と、公開しないことにより保護される被接種者及び被接種者の遺族（被接種者が死亡している場合に限る。）の権利利益である。本件文書は、「新型コロナウイルス予防接種ワクチン接種の開始された月から令和7年1月8日までの間における全住民（未接種者も含む。）のうち、抽出日（令和7年1月9日時点）までの年齢、性別、住民になった事由、住民になった異動日、住民でなくなった事由、住民でなくなった異動日（死亡年月日又は転出日）並びに新型コロナワクチンの接種日、ロット番号及び接種回数」と

いう新型コロナワクチン予防接種に係る全市民に関する情報であって、個人の生命、健康等に直接かかわる機微にわたる私的な情報が記載されている。個人識別情報を公開することにより、個人が特定されることになれば、個人の生命、健康等に直接かかわる機微にわたる私的な情報が公開されることになり、特定の個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。また、本件文書には新型コロナワクチンの接種と住民でなくなった異動日（死亡年月日）との相関関係を示す情報、すなわち『死因』に関する情報は記載されておらず、住民でなくなった異動日（死亡年月日）を公開することに意義があるとはいえない。

以上のことから、本件文書を公開することにより保護される人の生命、健康等の利益と公開しないことにより保護される被接種者及び被接種者の遺族（被接種者が死亡している場合に限る。）の権利利益を比較衡量した場合、前者が後者を上回るとまではいえない。

エ 「個人識別可能性を排除した匿名化データにすれば個人特定に至る可能性は低い。」との主張について

条例第5条に規定されているとおり、何人も公文書の公開を請求する権利が保証されている。しかし、請求権が認められる前提として、請求日に当該公文書が現実に存在し、実施機関がこれを保有・管理している状態でなければならない。

よって請求人が主張するように個人識別可能性を排除した匿名化データを提供することは、そもそも当該匿名化したデータを請求日時点で実施機関が保有していないため、本件処分の対象となる公文書には当てはまらないと判断する。

オ 条例第8条第4項の規定による理由の提示について

本件処分は、「特定の個人を識別することのできる情報である」ことを理由として、請求人に通知しており、理由の提示を欠く違法なものとは判断しない。

以上のことから、本件文書のうち非公開とされた情報のうち死亡年月日、年齢及び性別の組合せが同一の者が他にいない者の性別の部分を除き、条例第6条第1項第2号に該当し、実施機関がした部分公開決定は、妥当であると判断する。

## 5 結論

以上のことから、当審査会は冒頭のとおり判断する。

## 6 付言

理由の提示について、公文書部分公開決定通知書に「生年月日並びに抽出日時点の年齢、性別及び死亡年月日のうち、一意に特定できるものの抽出日時点の年齢、

性別及び死亡年月日」を「特定の個人を識別することのできる情報である」と理由を提示しているが、実施機関は、条件をつけて情報を非公開としたことから、その条件である「ア 抽出日までの死亡者のうち、死亡年月日、年齢及び性別の組合せが同一の者が他にいない者の死亡年月日、年齢及び性別」及び「イ 抽出日までの死亡者を除く者のうち、年齢及び性別の組合せが同一の者が他にいない者の年齢及び性別」を条例第8条第4項に基づき、書面により示すべきであったといえる。

実施機関においては、非公開の理由について、市民目線に立って具体的で丁寧な記載に努めるよう要望する。

○審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和7年11月17日	実施機関からの諮問（こども健康部健康推進課）
令和7年12月24日	実施機関の口頭説明
令和8年 1月21日	請求人による口頭意見陳述 審議
令和8年 5月15日	審議及び答申の検討